

天塩中学校LED化更新事業仕様書

1 事業名

天塩中学校LED化更新事業

2 目的

本事業は、天塩町（以下「町」という。）が所有する天塩中学校において、リース手法を用いて一括して高効率照明であるLED照明器具を導入することを目的とする。

3 事業期間（予定）

- | | |
|-------------|----------------------|
| （1）設備導入工事期間 | 契約締結の日から令和6年3月31日まで |
| （2）設備導入完了報告 | 令和6年3月31日まで |
| （3）リース期間 | 設備導入工事完了月の翌月1日から10年間 |

4 対象施設

天塩中学校及び外構

5 リースで導入する設備等

導入する設備の仕様は以下とする。

（1）照明設備

ア 構造等

- ① LED照明機器は日本産業規格 JIS8105・JISC8159 を準拠し日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）を基準とすること。
- ②更新するLED照明器具については未使用のものとし、器具交換を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の更新についてはLEDランプによる更新も認める。
- ③LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

イ 性能等

- ① LED照明器具の演色性、色温度等の仕様は、既存照明器具と同等以上とし各箇所の照度の確保を基本とする。
- ②定格寿命は、40,000時間以上のものとする（初期照度より70%まで減衰で寿命とする）。

- ② 動作保証温度範囲は、5℃から 35℃を満たす範囲とすることを基本とし使用環境に応じた器具を選定するものとする。

ウ その他

- ① LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。
- ② 電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。
- ③ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議の上対応を図ること。
- ④ LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。

(2) 導入する施設の既存設備・図面等

次の閲覧場所に備える図面等を参考とし既に交換設置されているLED照明器具（誘導灯含）も交換対象とすること。

- ① 閲覧場所 天塩町教育委員会 10:00～17:00

(3) 設備導入工事

- ① 設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。
- ② 設備導入工事は、令和5年度・令和6年度天塩町入札参加資格名簿に登録されている者で電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。
- ③ その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」による。

6 リース期間等

(1) リース期間

導入された設備は、施設毎に導入工事完了した月の翌月1日から10年間の賃貸借とする。

(2) リース料金

導入に係る設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む120回分割のリース契約を設定するものとする。

- (3) リース期間満了後の取り扱い
導入された設備は、リース期間満了後に所有権が町に帰属することとする。
- (4) リース期間中の保険
動産総合保険付保とし保険期間を10年とすること。

7 維持管理等

上記リース期間において、導入機器の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明器具の供給をすることとする。

また、本事業維持管理の履行にあたり、業務の一部または相当部分に対し町内電気工事業者を活用するものとする。なお、町内電気工事業者名はに報告するとともに、町内電気工事業者の使用は契約事業者の責任において行い、町内電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

8 その他

- (1) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。
- (2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。
- (3) 本事業の履行にあたり町が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。
- (5) 体育館施設については、長期休業中の導入施工が望ましい。